

大規模行為とは

熊本県上益城郡山都町

大規模な建物や地形の変更は、遠い場所からもよく目につき、周囲の景観に大きな影響を与えます。そのため次の大規模行為を行おうとする場合は、あらかじめ30日前までに町に対して届出が必要となります。ただし、施設等の通常の維持管理や修繕等の場合は、届出は必要ありません。

※この「大規模行為」は、以前は熊本県地域振興局土木部へ届出していたものですが、「山都町景観づくり条例」の施行に伴い、平成20年4月1日以降は山都町役場企画政策課で取り扱っています。

届出が必要な行為

行為の種類

届出が必要となる規模

建築物の新築、増築、改築、移転、
撤去および外観の変更

- ・ 建築面積が 1,000 m²を超えるもの
- ・ 高さが 13mを超えるもの

工作物の新築、増築、改築、移転、
撤去および外観の変更

- ・ 敷地面積が 1,000 m²を超えるもの
- ・ 高さが 13m(電気供給又は有線電気通信のための電線路、空中線の支持物にあつては、高さ 20m)を超えるもの
- ・ 再生可能エネルギー施設
太陽光発電施設については、地上に設置するもので、太陽光発電モジュールの総面積が 1,000 m²を超えるもの
風力発電施設については、地上から高さが 13mを超えるもの

さく、堀の新築、増築、改築、移転、
撤去および外観の変更

- ・ 高さが 2mを超え、かつ、長さが 50mを超えるもの

鉱物の採掘および土石の採取

- ・ 地形の外観の変更に係る土地の面積が 3,000 m²を超えるもの
- ・ 高さが 5mを超え、かつ、長さが 10mを超えるのり面や擁壁を生じるもの

土地の区画形質の変更

- ・ 変更に係る土地の面積が 3,000 m²を超えるもの
- ・ 高さが 5mを超え、かつ、長さが 10mを超えるのり面や擁壁を生じるもの

大規模行為における届出の流れ

1. 行為の計画



2. 届出書類の提出



3. 町長の助言・指導



4. 届出受理



5. 他の法令に基づく申請等

○大規模行為を計画します。

○事前に町に相談することができます。

○行為に着手する30日前までに、町に届出用紙を提出します。

○届出用紙は山都町役場、教育委員会事務局で配布しています。

○届出の際は、必要な図面と写真を添付してください。

○必要に応じ、町長は助言、指導を行います。

○基準を満たした大規模行為の届出を受理します。

○建築確認申請など、他の法令に基づく申請を進めてください。

大規模行為届出地区となる区域

※山都町全域